

令和4年5月25日

高槻市 交通部

運転士の乗務中の携帯電話使用に係る近畿運輸局からの処分について

昨年末に、当部運転士が回送車両を運転中に携帯電話を使用した事案につきまして、本日付で近畿運輸局から事業用自動車の使用停止処分の命令を受けました。

1 事案

(1) 概要

令和3年12月24日（金）、芝生営業所車庫から富田団地バス停へ回送しなければならないところを誤って北大塚バス停へ向け回送し、途中で回送先の誤りに気づき、芝生営業所に事案報告及び対応依頼を行いました。

後日、営業所長が回送先誤りの状況を確認するためドライブレコーダーの映像を確認した際、営業所への報告時、当該職員が車両を運転しながら携帯電話を使用していたことが判明したものです。

当部では、事案の判明後、直ちに近畿運輸局大阪運輸支局に報告を行ったところ、令和4年1月20日に近畿運輸局大阪運輸支局から交通部芝生営業所に対して監査があり、道路運送法等に違反すると指摘され、下記の事業用自動車の使用停止処分の命令を本日受けたものです。なお、当該運転士については、令和4年1月21日付けで懲戒処分（戒告）を行い、その内容については交通部ホームページで同日公表済みです。

(2) 処分の内容

道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分

10日車（当該車両を4日間、その他車両3台を2日間）

(3) 処分年月日

令和4年5月25日（水）

2 お詫び

関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びいたします。今後、このようなことがないよう再発防止、綱紀粛正に努めてまいります。

問 合 せ 先 ： 高槻市 交通部 運輸課
電 話 番 号 ： 072-677-3510
FAX 番 号 ： 072-677-3516